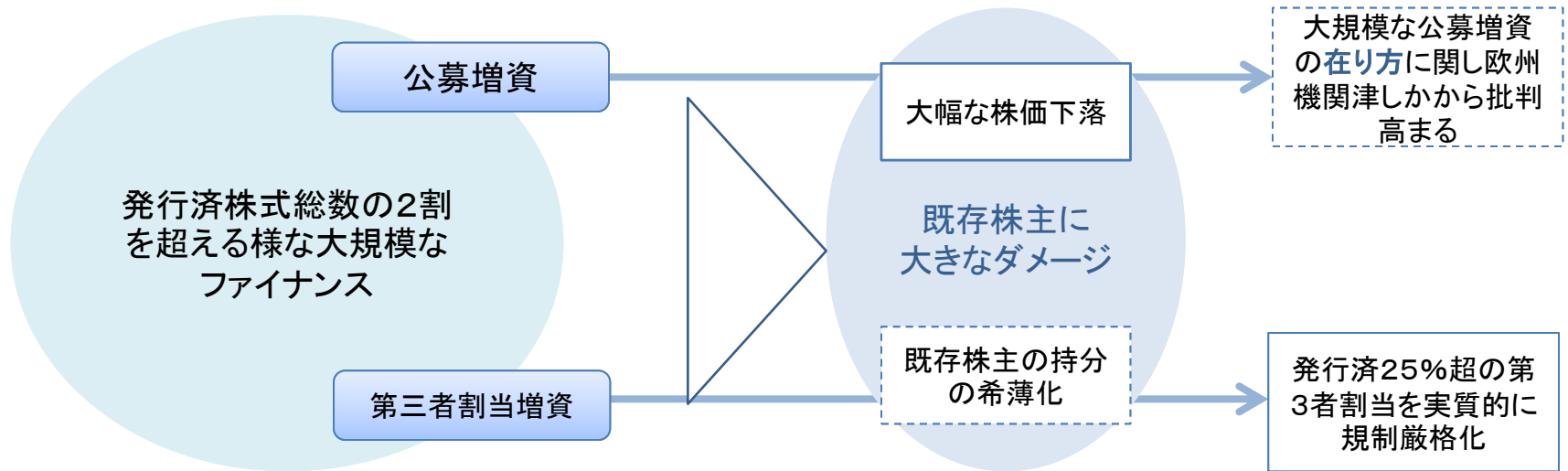


ライツ・イシューの現状について

(2011年3月25日現在)

株式会社資本市場研究所きずな

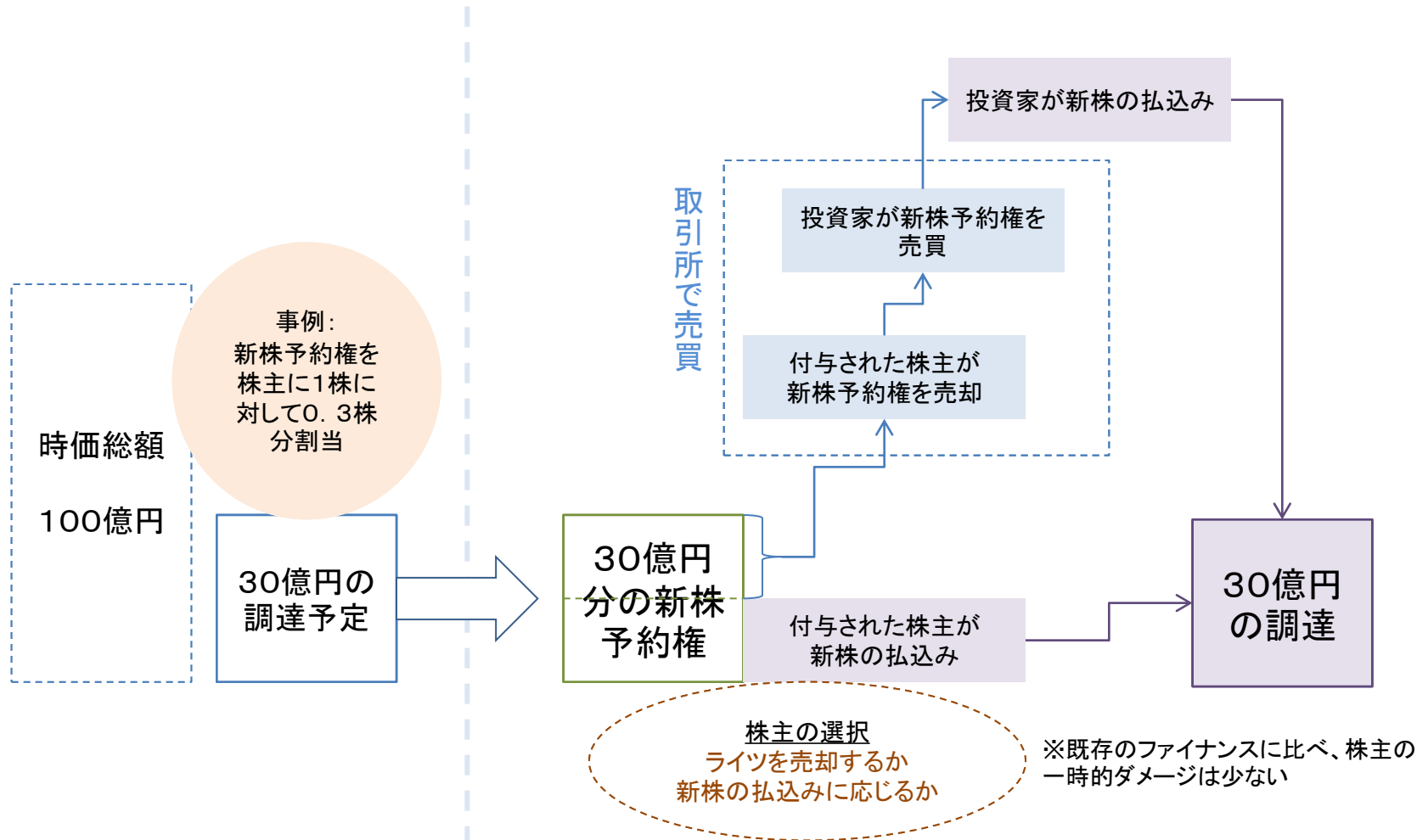
ライツ・イシューが必要とされる背景



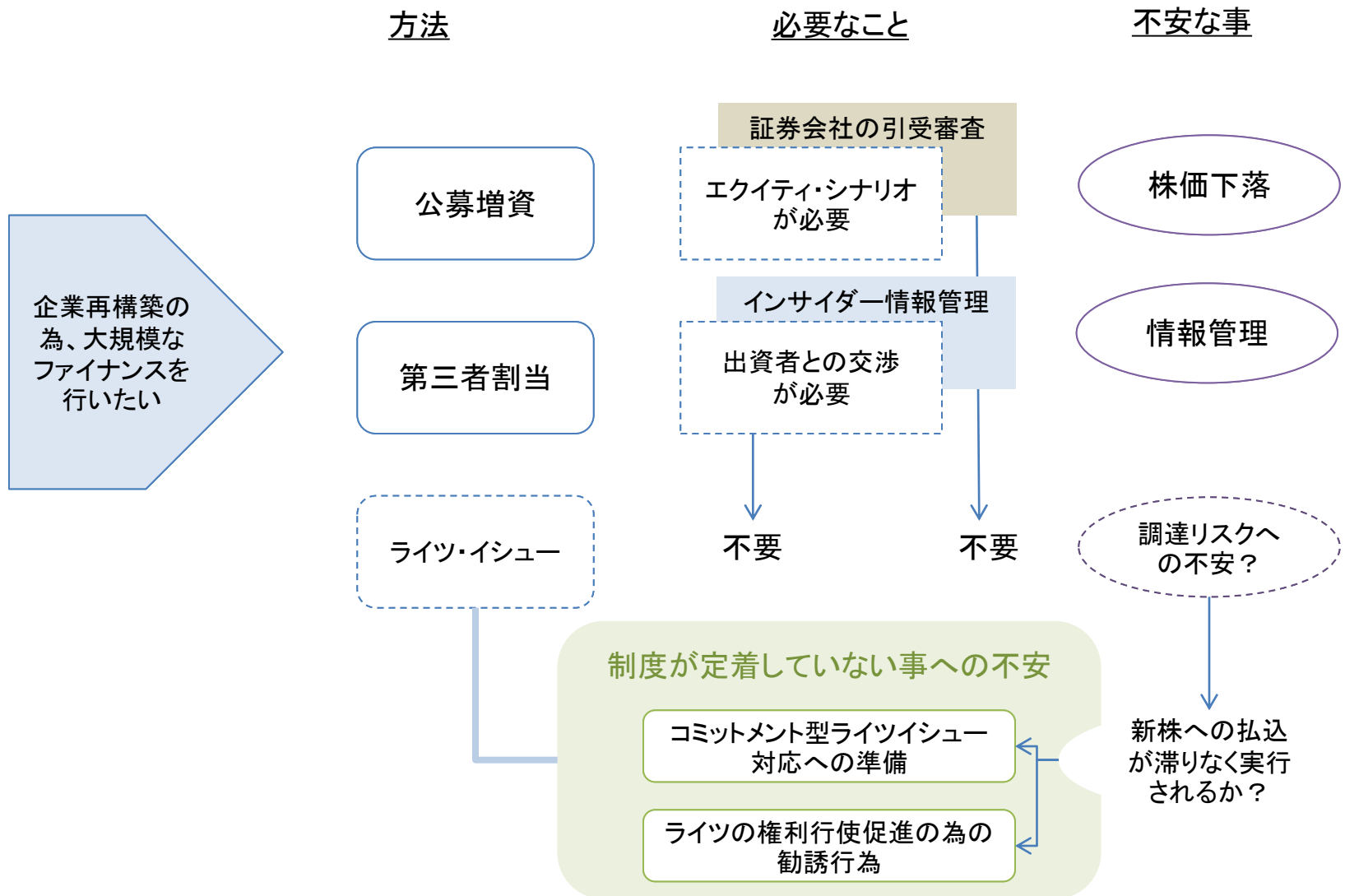
ライツ・イシューの概要

ライツ(新株予約権)割当

ライツ割当後



企業にとってのライツ・イシュー



行政上の推進対応

新株予約権
上場ルールの緩和
(東証:2009年12月)

東証に上場可能なライ
ツ(新株予約権)は1ラ
イツに対し1株以上

この基準を
撤廃

企業が必要と思われるラ
イツを付与。例えば1ライ
ツに対して0.3株の新株
を付与したものを上場し
売買することが可能に。

届出書の期間短縮
(開示内閣府令:
2010年4月施行)

ライツ(新株予約権)の発行に必
要な有価証券届出書の提出から
割当の基準日までの期間を、25
日から15日に短縮

金商法改正予定による
利便性向上
(金融庁:本年法制改正へ)

※金融庁・開示ワーキンググループ報告
(2011年1月19日より)

目論見書交付方法の
弾力化

ネット上の開示で、目論見書を実際に交
付・送付する手間を省く内容

引受の範囲の見直し

コミットメント型への証券会社への対応
を監視→投資家保護への対応

新株予約権の行使を
働きかける行為に対す
る規律

証券会社への行為の適正化→株主・投
資家保護への対応

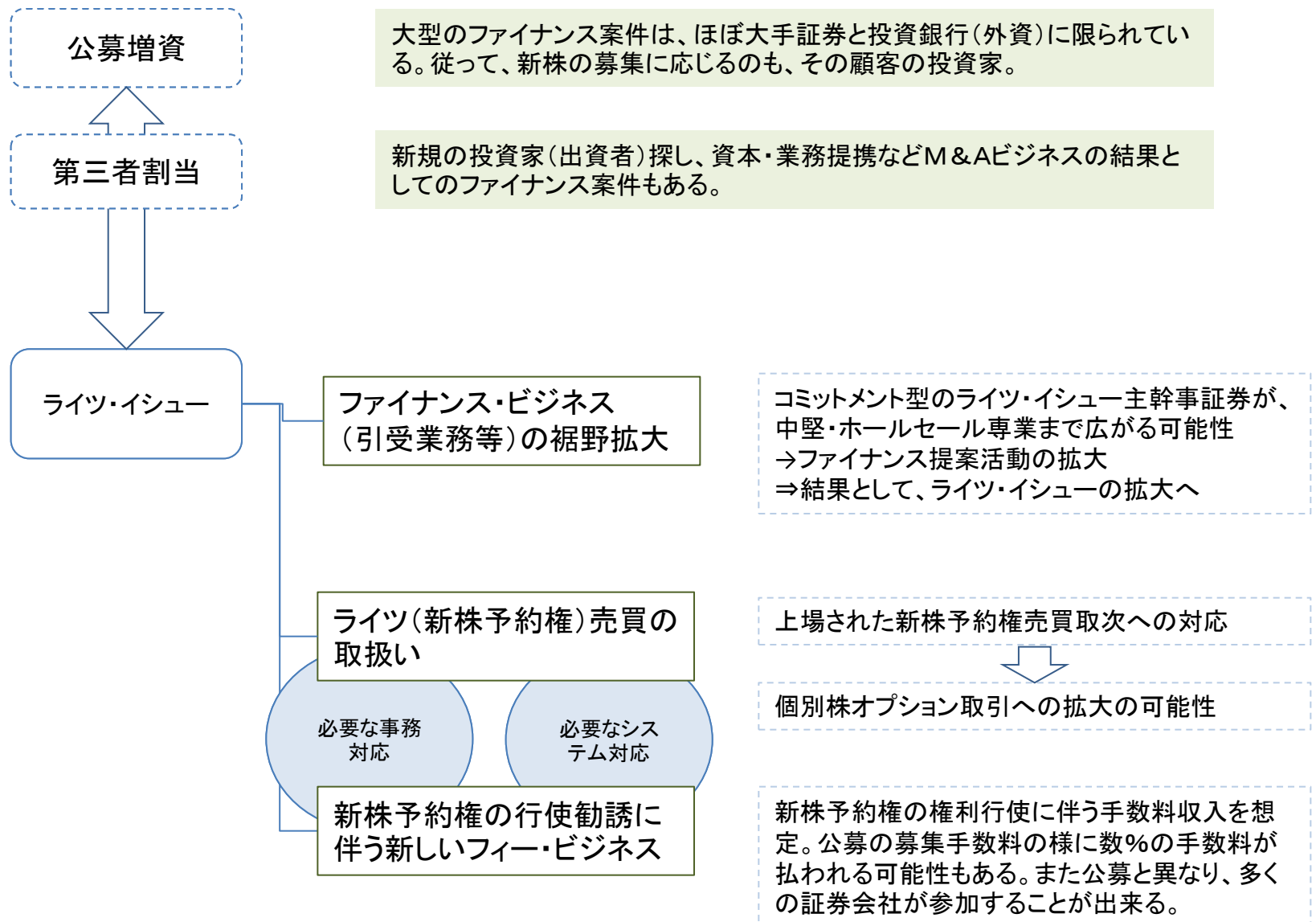
公開買付規制・大量保
有報告規制への対応

コミットメント型への証券会社への対応

外国の証券規制への
対応

米国株主規制などへの対応

証券会社にとってのライツ・イシュー



当資料につきまして

当資料の内容は、ライツ・イシューの内容をご理解いただく為に、当案件を相当に簡略化して作成しています。また、資料作成にあたり現時点の情報等を基に注意して作成していますが、行政等の変更がある場合もあります。当資料の内容につきまして、お問い合わせやご意見等がございましたら、下記連絡先までメールください。

可能な範囲でお答えいたします。

info@fmr-d-kizuna.com

株式会社資本市場研究所きずな